

日本体育・スポーツ政策学会 顧問規程

(目的)

第1条 この規程は、会則第22条第2項に基づき、日本体育・スポーツ政策学会（以下「本会」という。）の顧問に関する事項を定めることを目的とする。

(任命)

第2条 顧問は、本会活動に顕著な功績のある者を候補者とし、理事会の推薦に基づき、総会の決議を経て任命される。

2 顧問として理事会が推薦する者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本会の会長を務めた者
- (2) 本会の副会長を務めた者
- (3) 本会の発展に顕著な功績のあった会員
- (4) 本会の発展への寄与が期待される会員以外の者

(任期)

第3条 顧問の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 顧問は、次の各号に定める職務を行う。

- (1) 本会の運営に関する助言を行う。
- (2) 理事会から依頼された事項について助言・指導を行う。
- (3) 本会の活動全般に関して、広範な視点から意見を述べる。

(待遇)

第5条 顧問については、会費を徴収しないものとする。

(権利)

第6条 顧問は、総会及び理事会での議決権、並びに役員の選挙権及び被選挙権を有しない。

(解任)

第7条 顧問が次の各号のいずれかの事由に該当すると認められるときは、理事会の議決を経て、総会の決議により解任することができる。

- (1) 任務に著しく反する行為があった場合

(2) 顧問としての職責を遂行することが著しく困難となった場合

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議により定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の決議により行う。

附則

この規程は、令和7年12月13日より施行する。